

令和6年度 介護保険サービス事業者等説明会
(集団指導)

【指定介護老人福祉施設】

群馬県健康福祉部福祉局監査指導課

本日の研修のテーマ

I 運営指導の重点

II 事例編

I 運営指導の重点

重点事項

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の運営指導では、基準条例を満たしているかどうか、「自主点検表」に基づいて網羅的に確認していますが、特に、次の事項に重点を置いています。

1. 人員基準を満たしているか。特に、人員基準欠如となった場合、適切な対応をとっているか。
2. 入所者サービスについて、特に次の事項を確認している。
 - ① 身体的拘束等の適正化への取組
 - ② 高齢者虐待防止等の取組
 - ③ 事故発生時の対応
3. 施設サービス計画の作成に当たって、一連のプロセスを適切に踏んでいるか。また、当該施設サービス計画に基づき、具体的なサービスの記録が作成されているか。
4. 介護福祉施設サービス費の請求は適切に行われているか。
 - ① 基本報酬の基本原則を踏まえているか。
 - ② 加算を算定する場合、加算要件に該当しているか。加算を証明するサービス提供記録がなければ請求できないことに留意。

Ⅱ 事例編

Ⅰ. 人員基準について

事例Ⅰ．勤務表の作成

（赤本p. 905-906、963）（基準条例第90号第30条第1項、基準条例第87号第24条第1項）

入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業員の勤務体制を定めなければならないとされており、具体的には勤務表を作成しなければならないとされています。

しかしながら、歴月ごとの勤務表が作成されていないため、配置員数が明確になっていない事例がありました。

【留意点】

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ごとに、原則として月ごとに勤務表（シフト表）を作成（ユニットにあってはユニットごと）し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

事例 2. 常勤の看護職員の配置

(赤本p. 881、954) (基準条例第90号第5条第6項、基準条例第87号第11条第5項)

看護職員のうち、1人以上は常勤の者でなければならないとされています。

しかしながら、特別養護老人ホームに配置されている常勤の看護職員が1人のみとなっていました。当該常勤の看護職員が併設の通所介護事業所の看護職員を兼務している事例がありました。

【留意点】

特別養護老人ホームには常勤の看護職員が必要です。

法人としては常勤雇用している職員であっても、特別養護老人ホームと通所介護事業所等の職員等を兼務すると、それぞれの事業所等では非常勤として扱います。

事例 3. 看護職員の配置

(赤本p. 881、954) (基準条例第90号第5条第1項第3号ロ、基準条例第87条第11条第1項第4号ロ)

入所者数に対する、看護職員の配置については、次のとおり定められています。

- ①入所者数 30 以下・・・常勤換算法で 1 以上
- ②入所者数 30 超～ 50 以下・・・常勤換算法で 2 以上
- ③入所者数 50 超～ 130 以下・・・常勤換算法で 3 以上
- ④入所者数 130 超・・・常勤換算法で 3 + 50 又はその端数を増すごとに 1 以上

しかしながら、看護職員の配置が、基準の人員配置を満たしていない事例がありました。

【留意点】

看護職員の配置が基準の人員を満たしていない場合は、減算の対象となります。

(青本p. 904-905注1)

事例４．ユニット型施設の職員配置

（赤本p. 931-932、983-984）（基準条例第90号第53条第2項、基準条例第87号第40条第2項）

入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、ユニット型施設の職員配置について次のとおり定められています。

- ① 昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ② 夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

しかしながら、次のような事例がありました。

- ユニットごとに必要な員数の介護職員又は看護職員を配置していない。
- ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない。

【留意点】

ユニットにおける職員の員数が基準に満たない場合は、減算の対象となります。

（青本p. 904-905注3）

Ⅱ 事例編

2. 入所者サービスについて

事例Ⅰ．身体的拘束等の適正化（委員会の開催）

（赤本p. 893-894）（基準条例第90号第16条第6項第1号）

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は3月に1回以上開催することとされています。

しかしながら、3月に1回以上開催していない事例がありました。

【留意点】

身体拘束を行っている入所者の有無にかかわらず、委員会を開催をすることが必要です。

また、3月以上の期間を空けずに計画的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。

事例 2. 身体的拘束等の適正化（指針の整備）

（赤本p. 894-895）（基準条例第90号第16条第6項第2号）

身体的拘束等の適正化の指針が整備されていない又は内容に不備がある事例がありました。
指針は、基準省令の解釈通知にある次の項目を盛り込む必要があります。

- 施設における身体的拘束等の適正化に関する**基本的な考え方**
- 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の**組織に関する事項**
- 身体的拘束等の適正化のための**職員研修**に関する基本方針
- 施設内で発生した身体的拘束等の**報告方法等のための方策**に関する基本方針
- 身体的拘束等発生時の**対応**に関する基本方針
- 入所者等に対する**当該指針の閲覧**に関する基本方針
- その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

事例 3. 身体的拘束等の適正化（研修の実施）

（赤本p. 895）（基準条例第90号第16条第6項第3号）

身体的拘束等の適正化のため研修を定期的（年2回以上）及び新規採用時に実施することとしています。

しかしながら、年1回の実施事例や新規採用時に実施していない事例がありました。

【留意点】

研修は、年2回以上の実施に加え、新規採用時にも必ず実施してください。

研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設の指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする必要があります。

また、研修の実施内容について、記録することが必要です。

事例4．身体的拘束等について、記録、解除に向けた取組が不十分

（赤本p. 893）（基準条例第90号第16条第4項・第5項）

身体的拘束等について、その妥当性（切迫性・非代替性・一時性）や実施方法を検討し、必要のない身体的拘束等が行われないようにするための所要の措置を講じていない事例がありました。

【留意点】

身体的拘束等については、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することはもちろん、解除に向けた取組の検討が重要です。

妥当性や実施方法の検討と共に、解除に向けた取組を行い、その結果を記録してください。

（参考）

「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省

※身体的拘束等の適正化への取組が不十分な場合は、減算の対象となります。（青本p. 905注4）

事例 5. 事故発生の防止及び事故発生時の対応が不十分

(赤本p. 915-917、970-973) (基準条例第90号第41条、基準条例第87条第31条)

次のような事例がありました。

- ① 事故発生の防止のための検討委員会等において、再発防止策の検討が行われていなかった。

➡ 事故の集計だけでなく、分析を行い、再発防止策の検討が必要です。

- ② 事故発生の防止のための研修が年1回実施となっていた。

➡ 定期的な研修を年2回以上実施すると共に、新規採用時に実施する必要があります。
※研修内容を記録すること

- ③ 骨折以上の重大事故について、市町村へは報告していたが、県（介護高齢課）へ報告していなかった。

➡ 重大事故が発生した際は、市町村及び県（介護高齢課）への報告が必要です。

【留意点】

事故発生防止及び発生時の対応として、次の内容を整備する必要があります。

○事故発生防止

- 事故発生の防止のための指針の整備
- 事故発生の防止のための委員会の開催（定期的）
- 事故発生の防止のための従業者に対する研修の実施（年2回以上及び新規採用時）
- 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を設置
- 事故報告及びその原因分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底

○事故発生時の対応

- 救急救命等の措置及び市町村、家族等への連絡（重大事故は県へも報告）
- 事故の状況及び事故に際してとった措置を記録
- 賠償すべき事故に対して速やかに損害賠償（損害賠償保険に加入しておくことが望ましい）

※事故発生防止のための取組が不十分な場合は、減算の対象となります。（青本p.906注5）

Ⅱ 事例編

3. 施設サービス計画について

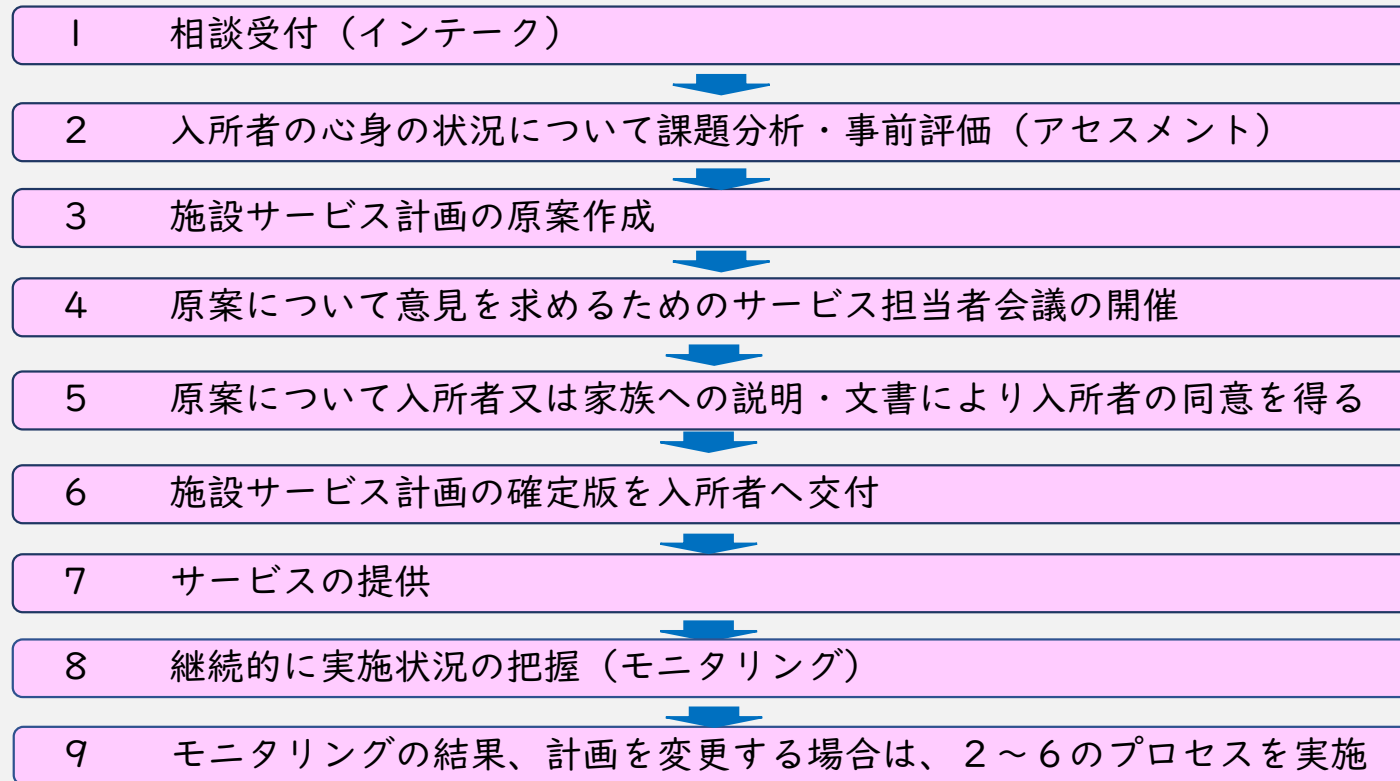
施設サービス計画の作成は、施設に配置されている常勤専従の計画担当介護支援専門員が作成に関する業務を行います。施設サービス計画は、P D C A サイクル（計画→実行→評価→改善）の循環過程を経て定期又は随時見直しを行うことが求められます。

新規で入所された利用者の場合、まず、介護支援専門員は、その利用者が今まで暮らしてきた生活の様子、身体機能面、既往歴、本人の望まれる生活などをアセスメントし、利用者が自立した日常生活を営めるよう、専門的な見地から施設サービス計画を作成します。

既に入所している利用者に対しては、定期的にモニタリングし、状態変化などがあった場合は計画の見直しを行います。

また、施設サービス計画の作成にあたっては、日頃から入所者に直接関わっている介護・看護職員をはじめ全ての担当者から、専門的な見地からの意見を求めるサービス担当者会議等において協議決定する必要があります。

【施設サービス計画作成に係る一連のプロセス】



※ 要介護更新認定又は要介護状態区分変更等施設サービス計画を変更する場合は、2～6のプロセスを踏むこととなります。

事例Ⅰ．施設サービス計画の作成（Ⅰ／Ⅱ）

（赤本p. 895-898）（基準条例第90号第17条）

次のような事例がありました。

- ① 前入所施設からの情報提供書があるため、アセスメントを実施していない。

➡ 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する必要があります。アセスメントにあたっては、入所者及びその家族に面接して行ってください。

- ② サービス担当者会議等の開催、担当者に対する照会等により、多職種からの意見聴取や検討を行っていない。

➡ サービス担当者会議や担当者への意見照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めてください。

事例Ⅰ．施設サービス計画の作成（２／２）

（赤本p. 895-898）（基準条例第90号第17条）

- ③ 再入所者等の退院後の状態変化、褥瘡発生の有無、食事摂取等の課題、認知症等による行動・その他入所者が抱える課題が計画に位置づけられていない。

➡ 状態の変化から生じる新たな課題や認知症行動・心理状況等、留意すべき対応方法等をより詳細に記載する必要があります。

- ④ 要介護状態区分の変更があった入所者について、施設サービス計画の見直しがされていない。

➡ 要介護状態区分の変更があった場合は、施設サービス計画の一連のプロセスに沿って速やかに計画の見直しを行う必要があります。

事例 2. サービスの提供の記録

(赤本p. 890) (基準条例第90号第13条第2項)

褥瘡発症者について、褥瘡発症の経過(大きさや形状等) 及び処置した記録が、発症した以降 2 か月間なかった事例がありました。また、体位変換した記録がないものもありました。

【留意点】

記録はサービスの実施状況を評価したり、訴訟や苦情対応等の根拠資料となるものです。

施設サービスを提供した際は、サービス提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況、その他必要な事項を適切に記録してください。

Ⅱ 事例編

4. 介護報酬について

事例Ⅰ．日常生活継続支援加算

(青本p. 907-909)

日常生活継続支援加算の算定要件の１つとして、次の①から③の要件を満たす必要があります。

- ① 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者総数のうち、要介護４及び５の割合が70/100以上
 - ② 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65/100以上
 - ③ 入所者総数のうち、たんの吸引等を必要とする者が15/100以上
- しかしながら、いずれの要件も満たしていない事例がありました。

【留意点】

届出を行った月以降においても、毎月において①及び②については、直近6月間又は12月間、③については、前4月から前々月までの3月間のこれらの割合が所定の割合以上であることが必要です。これらの割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合については、届出の変更を行ってください。

事例 2．看護体制加算（Ⅱ）

（青本p. 910-911）（緑本p. 217 Q20）

看護体制加算（Ⅱ）の算定要件 1 つとして、看護職員の数 は常勤換算方法で入所者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 以上であり、かつ、最低基準の看護職員数の数に 1 を加えた数以上であることとされています。

しかしながら、看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合に、機能訓練指導員として従事していた時間を含めて、常勤換算をしている事例がありました。

【留意点】

看護業務以外に従事していた時間は、常勤換算の算定には含めることができないため、注意が必要です。

事例 3. 看取り介護加算（Ⅰ／Ⅱ）

（青本p. 943-945）

看取り介護加算については、医師等が共同して作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意を得た日以降が加算算定の起算日となります。

しかしながら、看取り介護計画に対する同意を得られた日より前から算定していた事例がありました。

事例 3. 看取り介護加算（2 / 2）

（青本p. 943-945）

【留意点】

○看取り介護加算の同意について

大きく分けて次の3つのポイントで、同意を得る必要があります。

①入所の際…看取り指針を入所者又は家族等に対し説明し、同意を得る。

②看取り介護開始時…

「看取り介護計画」について、医師等、適当な者が説明し、同意を得る。

③看取り介護実施時、随時…

入所者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、介護記録等入所者の記録を活用し、介護の説明を行い、同意（意思確認）を得て看取り介護を行う。

※看取り介護加算の算定期間は、②看取り介護開始時の同意を得て以降からになります。

事例４．褥瘡マネジメント加算

（青本p. 950-951）

褥瘡マネジメント加算は、入所者全員を対象に、褥瘡の発生と関連あるリスクについて評価を行い、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者全員に褥瘡ケア計画を作成する必要があります。

しかしながら、次のような事例がありました。

- 入所者全員を対象にリスク評価をせずに、褥瘡発症者のみに加算を算定していた。
- 褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者の一部の者のみに褥瘡ケア計画を作成していた。

Ⅱ 事例編

5. その他の運営上の留意事項

I. 虐待防止の取組（Ⅰ／Ⅱ）

（赤本p. 917-920、973-975）（基準条例第90号第41条の2、基準条例第87条第31条2）

高齢者の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす虐待を防止するために、虐待等の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための措置が義務付けられました。

【着眼点】

- ① 委員会の定期的開催と内容の周知徹底
- ② 指針の整備
- ③ 研修の定期的な実施（年2回以上と新規採用時）
- ④ 虐待の防止に係る**担当者の配置**
- ⑤ 運営規程に**虐待防止の措置に関する事項を規定**

※令和6年4月1日より義務化。

※①～④の措置を講じていない場合、「高齢者虐待防止措置未実施減算」となります。

※平成18年より施行された高齢者虐待防止法に定める「高齢者虐待の防止等のための措置」については、今までどおり実施。

I. 虐待防止の取組（2 / 2）

【虐待を疑う事案が発生した場合】

- 各部署の責任者や施設長に速やかに**報告**すること。
- 施設長を中心として、虐待を行っているおそれのある職員やその他の職員へ**事実確認**を行うこと。
- 虐待の事実が確認された場合、その**原因の究明・分析**を通じ、**再発防止策**を講じること。

※虐待の疑いがあると判断した段階で市町村へ通報する義務があります。

※通報することで「守秘義務違反」にはならないこと、解雇や不利益な取扱いを受けないことを従業員にしっかり周知しておく必要があります。

2. 業務継続に向けた取組の強化

(赤本p. 908-909、965-967) (基準条例第90号第30条の2、基準条例第87条第24条2)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続のための必要な措置が義務付けられました。

【留意点】

① 業務継続計画の策定

「感染症に係る業務継続計画」

- ・ 平常時からの備え
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立

「災害に係る業務継続計画」

- ・ 平常時の対応
- ・ 緊急時の対応
- ・ 他施設及び地域との連携

※記載内容は、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における 自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を御参照ください。

② 研修及び訓練の定期的な実施（年2回以上※研修は新規採用時も）

③ 定期的な業務継続計画の見直し、変更

※①の業務継続計画が策定されていない場合、減算となります。（ただし、R7.3.31までは一定要件による経過措置あり）

3. 栄養ケア・マネジメント（1／2）

（赤本p. 901-902）（基準条例第90号第22条の2）

栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスに位置づけられました。

施設（管理栄養士）は、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないとされました。

なお、栄養マネジメントを実施していない場合は減算となることに留意してください。（青本p. 906）

【着眼点】

- ① 多職種の者が共同して、入所者ごとの栄養ケア計画の作成
- ② 栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行い、栄養状態を定期的に記録
- ③ 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価、必要に応じ計画の見直し

※ 実際の実務については「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の通知を参照してください。（緑本p. 987）

3. 栄養ケア・マネジメント（2 / 2）

【栄養ケア・マネジメントの流れ】

- 栄養スクリーニングの実施。入所者の低栄養状態のリスクを判断
- 栄養スクリーニングを踏まえて、栄養アセスメントの実施
- 栄養ケア計画を多職種共同で作成
- 施設サービス計画と併せて入所者又は家族の同意を得る
- 入所者ごとの低栄養状態のリスクに応じた期間内で、モニタリングの実施
- 3月ごとに再栄養スクリーニングの実施
- 再アセスメント、栄養ケア計画の見直し・変更
- 体重測定は毎月実施
- 必要に応じて、血液検査等を実施し、栄養状態の数値を把握

おわりに

令和6年度の報酬改定において、新設や見直し等についてご注意ください。指定事業者として関係法令に則って、適切な施設運営を行い、入所者に対するサービス向上に努めてください。

【特に注意】

・感染症や災害への対応力向上

【新設】未策定の場合は「**業務継続計画未策定減算**」の対象（経過措置期間あり）

・高齢者虐待防止の推進

【新設】未実施の場合は「**高齢者虐待防止措置未実施減算**」の対象

改定の詳細は、以下をご確認ください。

●厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬の改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

【参照条例等】

○群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成24年群馬県条例第90号）

○群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成24年群馬県条例第87号）

【青本：令和3年4月版「介護報酬の解釈 Ⅰ 単位数表編」】

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成12年3月8日老企第40号）

【赤本：令和3年4月版「介護報酬の解釈 Ⅱ 指定基準編」】

・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）

・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）

【緑本：令和3年4月版「介護報酬の解釈 Ⅲ Q&A・法令編」】

※資料上に記載されてる「赤本・青本・緑本」のページは、令和3年4月版のものとなります。